

秋の全国火災予防運動

消さないで あなたの心の 注意の火。

9日(木)～15日(水)

防火のポイント

【3つの習慣】

- 寝たばこをしない。
- ガスコンロ使用中は、その場を離れない。
- ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。



【4つの対策】

- 住宅用火災警報器を備える。
- 寝具や衣類は、防災製品を使用する。
- 住宅用消火器などを設置する。
- 普段から隣近所の協力体制をつくる。



主な行事

- 自主防災訓練 3日(金) 小坂小学校
- 住宅防火訪問 6日(月)・

問い合わせ先 消防本部予防課
☎084864592
7 ☎0848645911



- 7日(火) 沼田西町 消火競技大会 10日(金) 三菱和田沖グラウンド(和田沖町)
 - 消防訓練 11日(土) 帝人化成(株)三原工場(円一町一丁目)
 - 防火指定園発表会 11日 (土) 桂香保育所
 - 消防訓練 12日(日) 河崎市営住宅(本郷町)
 - 防火ゲートボール大会 14日(火) ふれあい運動公園(久井町)
- 防火診断を希望する人は、問い合わせてください。

あなたの「もしや?」が 子どもを救う

11月は、児童虐待防止推進月間です。核家族化の進行や、日常生活で地域とのかかわりが薄くなったことなどから、地域社会から孤立した家庭が増え、他人に知られないまま、行われている児童虐待が増加しています。

〈身体的虐待〉

なぐる、ける、戸外に締め出す、風呂などでおぼれさせる、異物を飲ませるなど

〈ネグレクト〉

食事を与えない、病院に連れて行かない、家や車の中に置き去りにするなど

〈心理的虐待〉

言葉による脅し、きょうだい間の差別的な扱い、子どもの前で配偶者に暴力をふるうなど

〈性的虐待〉

子どもへの性的行為の強要、性器を見せるなど

しつこくだといつても、子どもにとって有害な行為であれば、虐待になります。子育てで悩むから虐待に発展していき場合もあります。知り合いや近所で、虐待ではないかと思われることがあれば、迷わず連絡してください。あなたの1本の電話が、子どもや保護者を救うことにつながります。

問い合わせ先 児童虐待通告専用電話(☎0848676088)、子育て支援課(☎08486760430)

青少年健全育成は地域から

11月は 全国青少年健全育成強調月間 です

～ みんなであいさつ声かけを! ～

次代を担う青少年を、健やかに育むためには、私たち大人が、社会規範を守り、子どもたちの手本となるとともに、子どもたちに目をむけ、いつも大人たちに、見守られているという安心感を持たせることが大切です。

家庭で、学校で、地域で、事業所などでの、ちょっとしたあいさつ、声かけが青少年の非行防止や健全育成につながります。



毎月17日は「青少年の日」 毎月第3日曜日は「家庭の日」

問い合わせ先 青少年女性課(☎0848649234☎0848621353)